

令和2年度 一般会計歳出 第5款1項2目 12節 委託料

受付 番号	種目番号 —	<p>【委託担当】</p> <p>経済局企業誘致・立地課</p> <p>担当者 渡邊</p> <p>TEL 045 (671) 3485</p> <p>FAX 045 (664) 4867</p>
----------	---------------	--

設 計 書

- 1 委託件名 工業集積地域等現況調査事業業務委託
- 2 納入場所 経済局企業誘致・立地課
- 3 履行期間（期限） 契約締結日から令和3年2月26日
- 4 契約区分 確定契約〔前金払 しない する（ 分割払（ 回） 一括払）〕
 概算契約〔概算払 しない する（ 分割払（ 回） 一括払）〕
- 5 その他特約事項 「委託契約約款」「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」による
- 6 現場説明 不要
- 7 委託概要 別紙仕様書のとおり

8 部分払い

する (回以内)

しない

	履 行 予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額 (概算金額)
合 計					

委託代金額		
	(概算金額)	円
内 訳	業務価格	
	(概算金額)	円
	消費税相当額	
	(概算金額)	円

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 直接人件費	(1)調査体制の確立・ 調査計画立案	1	式			
	(2)土地利用の現況 確認	1	式			
	(3)報告書作成	1	式			
	(4)交通費	1	式			
	直接人件費 計					
2 直接経費		1	式			
3 諸経費		1	式			
小計						
合計						万円 止め
消 費 税 額						
委託代金額						

1 本業務委託の目的

内陸部の工業集積地域では、工場や研究所など工業系機能の立地が減少傾向にあり、工場から取引価格の高い住宅へ転換することにより住工混在の状況が課題となっている。

また、関内や新横浜地域では、民有地における大規模な開発の動きが少なく、進出を希望する企業のニーズに合致する用地が見つからないケースがある。

今後、企業の働き方の多様化に伴い、企業の立地ニーズが多様化することが見込まれる。本調査により、市内の未利用地や低利用地の状況を把握することで、企業誘致を進めていくための基礎資料とする。

2 履行期間

契約締結の日から令和3年2月26日まで

3 業務従事者の資格要件等

(1) 受託者

令和元・2年度「横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）」において、営業種目「建設コンサルタント等の業務」を1位とし、かつ、土地家屋調査士を技術職員として2名以上登録しているもの

(2) 業務責任者(総括)

土地家屋調査士の資格を有し、土地や家屋に関する調査経験が豊富で、調査員に対して、適切な指導及び取りまとめを行うことができるもの。

(3) 調査員

業務責任者の命を受け、現地調査等の事務を行うもの。市内在住で解雇・雇止め・内定取消などにより職を失った方等、新たに2名以上雇用すること。

雇用における前提条件は「緊急雇用創出事業共通仕様書」を参照すること。

4 調査対象

対象地域における未利用地及び低未利用地 1,200件程度

(1) 対象地域 (別紙参照)

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例(企業立地促進条例)第2条第1項に定める特定地域のうち、以下のとおりとする。

ア 工業系エリア(工業集積地域)

- (ア) 鶴見東部工業地域
- (イ) 鶴見西部・港北東部工業地域
- (ウ) 内陸南部工業地域
- (エ) 旭・瀬谷工業地域
- (オ) 港北中部工業地域
- (カ) 内陸北部工業地域

イ 業務系エリア

(ア) 関内周辺地域

(イ) 新横浜都心地域

(2) 未利用地及び低未利用地

平成 25 年都市計画基礎調査土地利用現況調査における未利用地及び低利用地をベースに、委託者からの貸与データ等から現況を確認し、委託者と協議の上で決定する。

5 委託者から受託者に貸与するデータ

本件業務実施を目的に、委託者は受託者に調査に必要な情報を貸与するものとする。

	情報名	提供形式	確認できる内容
①	平成 25 年都市計画基礎調査データ [土地利用現況]	PDF 形式	平成 25 年時点での土地区画毎 の土地利用状況(色分け)
②	平成 25 年都市計画基礎調査データ		平成 25 年時点での建物の 水平投影形状
③	筆番号と筆界データ		令和 2 年 1 月 1 日時点での概略 の位置と地番
④	航空写真画像データ	JPEG 形式	令和 2 年 1 月 1 日時点で、建物 を真上から撮影したように補正 された画像

※①～③について、受託者は市と協議を行い、他の形式の提供を受けることができる。

6 業務内容

(1) 調査体制の確立・調査計画の立案

受託者は、業務内容を統括する業務責任者の選任及び調査員の確保を行い、調査を期日までに確実に実施できる調査計画を立案する。なお、調査実施時期については、委託者と調整の上決定する。

(2) 土地利用の現況調査

調査対象について整理の上、証明書の取得及び現地調査を通じて、土地利用の現況と所有者情報を確認する。

ア 証明書等の取得について

取得のための対象物件の抽出を行った上で、不動産登記簿現在事項証明書（以下「証明書等という。」）を取得し、現況を確認する。証明書等について、受託者は取得のための書類作成まで行うこととし、取得は委託者が公用で行うものとする。取得に係る経費は委託費に含まれない。

なお、証明書等の取扱いについては以下のとおりとする。

- ・不動産登記簿現在事項証明書は登記事項要約書に替えることも可とする。

- ・公図は調査に際し必要な場合、取得するものとする。
- ・1つの土地に対して複数の筆に分筆されている場合の証明書等取得件数については、協議の上決定する。

イ 現地調査について

- (ア) 業務責任者は、証明書等による現況確認等の状況を踏まえ、委託者と協議の上で、調査先を確定させる。
- (イ) 業務責任者は、現地調査計画を立てる。現地訪問は効率的な調査ができるよう計画するものとする。調査員に調査契約や調査内容を説明し、適切な調査実施・調査結果の報告が行われるよう指示する。
- (ウ) 調査員は次の通り調査を実施する。
 - 調査対象先の現地に赴き外観から土地の利用状況を確認する。
 - 調査先の写真を現況がわかるように撮影する。
 - 写真は最低1枚撮影し、必要に応じて複数枚撮影を行うものとする。

(3) 報告書作成

- (2)の調査結果をもとに、調査結果を反映した地図と属性情報をまとめたリストを作成する。リストには、所在地、地番、地目、地積、第三者との権利関係、現況の地目・利用状況、所有者、その他必要な事項を記載するものとするものとする。

7 調査における留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、直ちに業務責任者を選任し、選任した業務責任者(総括)を市に届け出ること。また、速やかに調査員を選任し市に届け出ること。(届け出時の書式は任意書式とする。)
- (2) 受託者は、調査に先立ち、業務責任者及び調査員に研修(個人情報に関するものを含む)を行うこと。
- (3) 受託者は、調査員に市が発行する本業務委託の調査員であることの証明書を調査時に携帯させ、所有者等と接触する場合はそれを提示させること。また、証明書の管理は、業務責任者が行うこと。
- (4) 受託者は、調査時等に市民からの問い合わせ等があった場合は、調査員に適切に対応させること。また、トラブルがあった際は速やかに業務責任者に報告させ、対応を協議して、遅滞なく市にその旨を報告し必要な指示を受けること。
- (5) 調査時の行動や服装には十分に留意し、市民に誤解を与えないよう努めること。
- (6) 調査時は、調査資料をファイルに綴じる等の対策をとるなど、書類の混入や紛失が発生しないよう十分に注意すること。
- (7) 調査後に不要となった資料は、適切に廃棄し、その旨を市に報告すること。

8 成果物

本業務委託の成果物は次のとおりとし、紙媒体1部(パイプ式ファイルに綴ったもの)及び電子媒体(DVD、CD等に保存したもの)を市に提出すること。なお、成果物の著作権は市に帰属するものとし、公表、譲渡、貸与または使用してはならない。

- (1) 調査結果を反映した地図と属性情報のリスト
- (2) 属性情報の証憲(証明書等)
- (3) (1) ~ (2) の電子データ及び写真データ (JPEG)

9 留意事項

- (1) 本業務内容の遂行にあたっては、市と十分打合せを行い、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務の処理を他に委託または請け負わせてはならない。ただし、市が許可する場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、業務の処理状況について市が必要と判断した場合は速やかに報告をすること。
- (4) 受託者は、委託業務の処理について市または第三者に損害を与えたときは、受託者の責任によりこれを処理する。
- (5) 横浜市個人情報保護に関する条例(平成17年2月25日横浜市条例第6号)を遵守するとともに、に必要な手続き等を行うこと。
- (6) 受託者は、業務上知りえた秘密を、委託期間中だけでなく、委託業務終了後も守らなければならない。
- (7) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は速やかに市と協議を行い、問題の解決を図ること。
- (8) 現地の状況等により、本業務内容について変更が生じた場合は、市と協議のうえ合理的な範囲内でこれを変更する。
- (9) 調査業務の支払における調査件数の算定方法は、1敷地(建築物が複数存在する場合を含む)を1件として計算する。調査件数の算定方法について疑義が生じた場合は市と協議のうえ、これを決定する。
- (10) 印刷製本費は、本委託による委託料の中に含まれるものとする。
- (11) 通信費、事務用品費等の事務経費については、受託者の負担とする。

10 特記事項

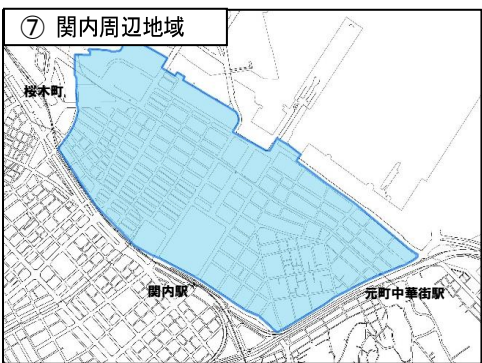
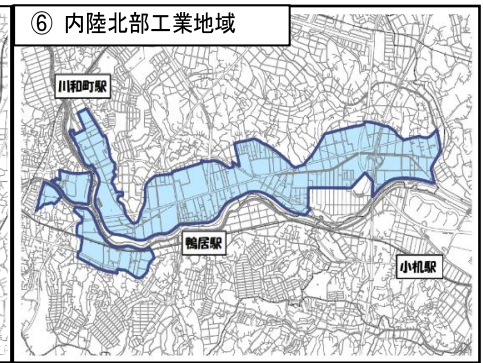
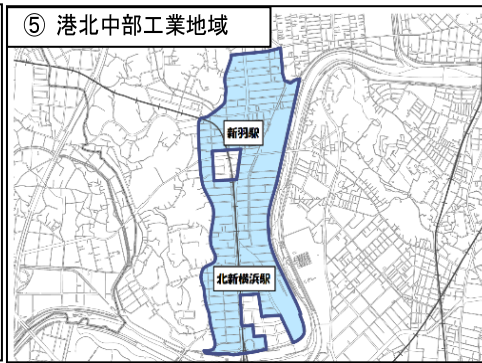
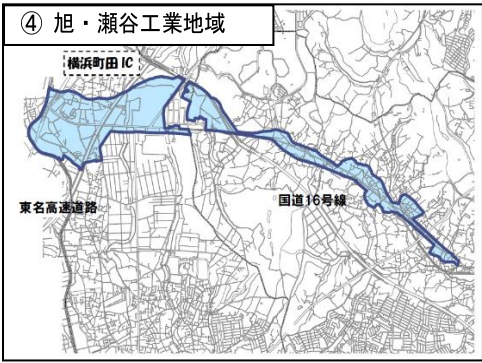
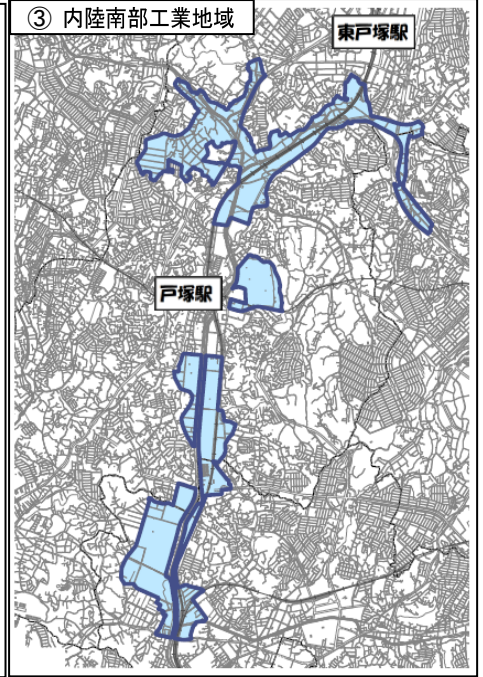
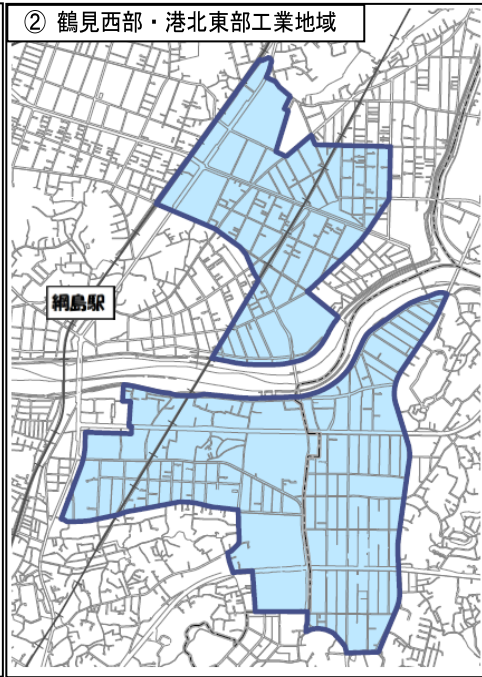
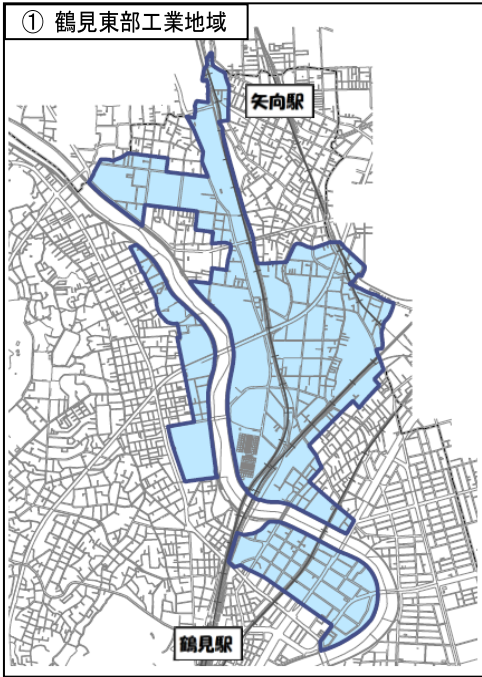
- (1) 業務の遂行の際には、必要事項について、十分協議を行うとともに、市担当者の指示を受け、また、作業内容等について疑義が生じたときは、速やかに市担当者との協議の上、対応すること。
- (2) 業務中の事故(人身事故を含む。)については、市に過失がある場合を除き、一切を受託者の責において処理すること。
- (3) 業務の実施に当たり、作業員に対する労働基準法、労働安全衛生法及びその他関連法規を遵守すること。
- (4) 市が提供する筆界データについては次の性質を有するものであることを理解し、十分に注意して、取り扱うこと。
 - ア データ利用承認者(財政局固定資産税課)における固定資産の評価・課税のために作成されたデータであり、公図のように正確なものではないこと
 - イ 当該データは、土地の位置的なものを示すものであり土地の境界や権利関係を示すものではないこと
 - ウ 万一、委託関係者以外の者が、筆界データに係る情報を知り得た場合には、筆界・

境界問題を惹起することになりかねないこと

11 適用図書

本委託業務に適用する図書は次のとおりとし、原則として最新版を適用するものとする。

- (1) 『委託契約約款』
- (2) 『電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項』
- (3) 『個人情報取扱特記事項』



緊急雇用創出事業共通仕様書

1 新規に雇用する失業者等について

(1) 新規雇用の失業者等について

新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇、雇い止め、内定取り消し等、職を失った方や就労機会が減少した方（市内在住者）を新たに雇用すること。なお、雇用形態については、正規・非正規を問わず、対象とする。

※ この事業において「失業状態等」とは、次のいずれかの状態

- ア 公共職業安定所に求職申込を行っており、紹介されればすぐに就職できる
- イ その他の方法（民間職業紹介機関、求人情報誌の活用等）で求職活動を行っており、紹介されればすぐに就職できる
- ウ 就業機会が減少している

(2) 新規雇用者の募集について

新規雇用の失業者等の募集にあたっては、公共職業安定所への求人申込みや、失業者等が容易に知り得るようホームページ等で公開し募集すること。

(3) 「失業状態等」であることの確認方法について

次のいずれかの書類（複数可）を応募者から提出させ確認すること。この際、応募者に対して事業の趣旨を説明し、委託業務の検査等において提出した書類が閲覧される可能性がある旨を伝え、了承を得ること。

- ア 雇用保険受給資格者証の写し
- イ 離職票の写し
- ウ 公共職業安定所へ求職申し込みを行った際の求職受付票の写し
- エ 廃業届の写し（元自営業者の場合）
- オ 令和2年1月以降の給与明細書の写し
- カ その他、失業状態又は就業機会が減少していることの申立書（任意の様式）

2 事業費に占める人件費及び雇用者数の割合について

事業費に占める全労働者の人件費割合が概ね7割以上を目標とし、やむを得ない事情がある場合でも最低5割の確保、かつ事業を実施するにあたり、事業に従事する全労働者に占める割合の5割以上を解雇、雇い止め、内定取り消し等、職を失った方や就業機会が減少した方（市内在住者）を新たに雇用すること。

※1 確保する人件費（比率）の考え方

税抜き同士で比較：人件費（実際に負担する額）／契約金額（税抜き）

又は

税込み同士で比較：人件費（実際に負担する額×110%）／契約金額（税込み）

※2 ※1の「人件費」は、今回の委託業務に従事する全労働者の人件費で、本人に支払われる給与、通勤手当、賞与及び退職手当等の諸手当、社会保険料の事業主分等が含まれる。また、専属的に従事していない者の人件費は、日数で案分する等で算出すること。

※3 新規雇用失業者等の割合の考え方

本事業に従事する全労働者数×5割 ≤ 新たに雇用した人数

3 会計帳簿類等の整備について

勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類や出勤簿、賃金台帳、勤務日報等の労働関係帳簿類を整備すること。

4 関係資料等の作成

該当事業の契約締結後、速やかに「新規雇用等計画書【様式1】」を、また、事業終了後10営業日以内に「実施状況報告書【様式2】」を提出すること。

5 雇用状態等の確認について

労働者数の状況、新規雇用失業者等の状況等について実施状況報告書【様式2】を提出する際には、根拠となる資料（賃金台帳や出勤簿など）を提示すること。

6 雇用期間終了後のアンケート等の実施

当該事業終了後、当該事業において雇用した失業者等に対するアンケート等を本市が実施する場合、受託者はこれに協力すること。

7 委託費の返還等について

当該事業において、第1項に定める新規雇用の失業者等の取扱いや、第2項に定める事業費に占める人件費及び雇用者数の割合等を達成出来なかった場合は、事業の停止、委託契約額の一部または全部について返還を求める場合がある。

様式1

緊急雇用創出事業 新規雇用計画書

事業名		事業者名		提出日	
-----	--	------	--	-----	--

1 事業費

区分	事業費総額	うち人件費	割合	うち新規雇用の人件費
税抜き	円	円		円
税込み	円	円		円

2 労働者数

事業に従事する全労働者数	新規雇用者数	割合	その他の労働者数
人	人		人

※ 委託事業の契約締結後に提出すること。

緊急雇用創出事業 実施状況報告書

事業名		事業者名		提出日	
-----	--	------	--	-----	--

1 事業費

区分	事業費総額	うち人件費	割合	うち新規雇用の人件費
税抜き	円	円	/	円
税込み	円	円		円

2 労働者数

事業に従事する全労働者数	新規雇用者数	割合	その他の労働者数
人	人		人

○新規雇用の失業者等の内訳

(1) 男女別 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)

男性	女性	合計
人	人	人

(2) 現在の状況に至った経緯 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)

解雇	雇止め	内定取消	就業機会の減少	その他()	合計
人	人	人	人	人	人

(3) 雇用前の状況別 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)

正規雇用社員	派遣社員	契約社員	パート・アルバイト	嘱託	自営業	学生	その他()	合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人

(4) 年齢層別 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)

15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上	合計
人	人	人	人	人	人

※ 事業終了後に報告すること。